

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

子育て世代にとって魅力的な団地再生モデル事業業務委託

2 履行期限

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

委託者が指定する場所

4 業務趣旨

横浜市内の大規模団地※の活性化を目的に、団地への子育て世代の定住・流入を図るため、子育て世代をターゲットとした団地の広場等を活用したにぎわいづくり及び子育て世代をターゲットとした団地の魅力について、情報発信を行う。

※大規模団地：築40年以上かつ概ね500戸以上の団地

5 業務内容

(1) 団地の広場等を活用したにぎわいづくり

ア 目的

団地内の広場、公園等の共用スペースを活用し、子育て世代向けのイベントや実証実験等を実施することにより、団地内における子育て環境の充実や子育て世代の交流機会の創出を図り、子育て世代に団地の住みやすさを実感してもらい、団地への定住を促進することを目的とする。

また、管理組合が地域のネットワークと繋がるとともに、団地の将来検討を図るためのコミュニティを形成するためのきっかけづくりとなり、モデル事業の検証結果を市内の他の団地へ展開することを目指す。

イ 主なターゲット

団地に住む子育て世代、団地の近隣地域に住む子育て世代

ウ 実施場所

たまプラーザ団地（横浜市青葉区美しが丘一丁目）

エ 実施内容

(ア) 企画検討、年間計画作成

団地内のドーナツ公園をはじめとした公園・広場等の共用スペースについて、子育て世代向けのイベントや実証実験（例：団地内の公園にインクルーシブ遊具を期間限定で設置）等のにぎわいづくりやリニューアル等の活用方法を検討し、委託者に提案する。また、企画の実施

時期や広報、効果検証等についての年間計画を作成する。企画検討にあたっては、管理組合や地域の子育て団体等との連携・調整や住民アンケート・ワークショップ等により団地や近隣地域の意見を考慮しながら進めること。また、企画の効果検証を行うための成果指標を委託者と協議の上、設定すること。

(イ) 企画の実施

(ア)で検討したイベントや実証実験等の企画を実施する。実施の際は、団地や近隣地域に住む子育て世代へ広報を行うこと。企画の実施時にはアンケート等を行い、企画の効果検証や子育て世代のニーズを把握すること。

(ウ) 効果検証

(イ)で実施したアンケート等の結果を集計し、(ア)で設定した成果指標をどの程度達成できたか等の効果検証や分析を行う。

(エ) 次年度以降に向けた提案

(ア)、(イ)、(ウ)の内容を踏まえて、団地内における子育て世代の向けのにぎわいづくりについて、次年度以降に実施する企画の提案を行う。

(2) 団地暮らしの魅力発信

ア 目的

令和5年度に実施した団地住民や不動産事業者等のヒアリングにより、子育て世代が住まいを探す際に高経年団地が選択肢に入りにくい状況が把握できた。一方で、団地には広い敷地内の豊かな自然環境や歩行の安全性、団地内の公園、価格の優位性、生活利便性等の子育て環境が充実しているという側面もある。そのため、団地暮らしの魅力の子育て世代向けに分かりやすく整理し、情報発信等を実施することにより、子育て世代にとって団地が住まいの選択肢となり、子育て世代の団地への流入を促進することを目的とする。

イ 実施場所

委託者が指定する場所

ウ 実施内容

(ア) プロモーション計画策定

本委託業務の趣旨や目的等を十分に理解した上で、子育て世代に向けた団地の魅力を整理し、効果的なターゲットや広報手段を検討する。情報発信を行う媒体はWeb媒体を基本とする。

計画の内容

- a 本委託業務を進めるにあたっての考え方
- b 子育て世代にとっての団地の魅力
- c ターゲットの設定、ターゲットに合わせた効果的な広報手段、訴求力のある媒体等
- d 効果検証
- e スケジュール

(イ) 団地居住者への取材、記事作成

(ア)の内容を踏まえて、取材内容・撮影等の準備を行い、委託者や管理組合と調整の上、団地に居住している子育て世代への取材を行う。取材する団地は横浜市内の分譲大規模団地3団地程度とする。取材、記事作成にあたっては、子育て世代にとっての団地の魅力だけではなく、個々の団地の立地や周辺の利便施設等を踏まえた内容にすること。

(ウ) 記事の掲載

(ア)で計画した媒体において、記事を掲載するために、媒体の保有先との調整を行う。アプローチ先の確定にあたっては、委託者と協議の上、決定する。掲載にかかる費用は本委託業務の費用の中に含まれるものとする。掲載期間については、永年を基本とするが、期間の定めがある場合は最低でも1年以上の掲載を可能とすることとし、委託者と協議の上、決定すること。

(エ) 効果検証

媒体掲載後、(ア)で設定した成果指標をどの程度達成できたか等の効果検証や分析を行う。

(オ) 二次利用素材の手配

横浜市が管理運営するサイト（横浜移住サイトや市HPを想定）に掲載するための素材（文章データ、写真素材等）を納品すること。二次利用が難しい場合は広告サムネイルを掲載して相互リンクを設置するなど代替の方法を委託者と協議のうえ決定することとする。二次利用にあたって生じる費用は全て受託者が負担すること。

(3) 打ち合わせ

(1)、(2)の業務について、委託者との定例打ち合わせを2週間に1回程度実施する。打ち合わせは対面の他に、web会議等による実施も可能とする。

(4) 報告書の作成

本委託業務全体が把握できる報告書を作成する。

6 成果品

以下のものを委託者に提出すること。ただし必要な形式を別途指示する場合がある。

(1) 報告書

本委託業務全体が把握できる報告書を作成する。（CD-R等の電子データ）一式

(2) 二次利用素材の納品

- ・記事にかかるテキストデータ（Word ファイル又はテキストファイル）
- ・記事に使用した画像・動画データ（JPEG、MP4 など）※画像は2MB以下

(3) 成果物の納品場所

横浜市建築局住宅再生課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

7 概算額

概算業務価格（上限価格）は4,950,000円（税込）を限度とします。

8 想定スケジュール

令和6年8～9月頃	住民アンケート及びワークショップ等の実施
9～11月頃	イベント・実証実験、住民アンケートの実施
12月以降頃	団地居住者への取材、記事作成

9 その他

- (1) 契約の履行にあたり、委託契約約款、個人情報取扱特記事項等を遵守すること。
- (2) 委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、横浜市の契約規則や委託契約約款などの定めるところによるほか、別途協議の上、決定すること。
- (3) その他トラブル等、委託者への報告が必要と思われる事案が発生した際には、速やかに連絡の上、経過・経緯・対応策等をまとめた報告書を提出すること。
- (4) 受託者は、進行状況等について、委託者が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。
- (5) 受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。
- (6) 本業務の実施に伴い、制作した成果物の著作権等の権利については全て委託者に帰属するものとする。